

第1章

環境にやさしいまちづくり

- ① 環境保全の推進
- ② 省資源・エネルギー対策の充実
- ③ 環境教育の推進
- ④ 生活環境の向上
- ⑤ 循環型社会の推進
- ⑥ 上下水道の整備

第1章

環境保全の推進

1

自然環境と調和した環境にやさしいまちづくりを実現するため、自然環境の保全や環境負荷の軽減など、市民と行政の協働により健康で快適な環境づくりを推進します。

現状と課題

本市は、平成17年4月の市町村合併により市域の広がりとともに、森林、河川、海岸等、多様な自然環境に恵まれたまちとなりました。

こうした豊かな自然環境を保全しつつ、快適な都市環境を整備し、将来に残していくまちづくりを進めるため、環境施策の基本的な方針を示す「環境基本条例」を制定しました。

さらに、市の自然環境に恵まれた地理的条件に応じた環境保全等の施策の基本となる「環境基本計画」の策定を早期に実施し、今後の環境に対する方針の決定と、環境施策の総合的・計画的な推進を図ることにより、現在から将来にわたり市民の健康で快適な環境を確保することが必要です。

施策の内容

1 環境施策の総合的な推進

磐田市環境基本条例に基づき、国及び県の環境基本計画や各種計画等を踏まえた環境基本計画を策定し、公害の防止や環境の保全・創造などの新しい施策を総合的・計画的に推進します。

- <主な事業>
- 環境基本計画策定事業

2 自然共生型社会の将来世代への継承

桶ヶ谷沼のベッコウトンボや仿僧川河口のはまぼう群生地のような希少動植物や重要生育環境の保全に努めるとともに、森林や里山の再生・管理、河川の水質保全に努め、多様な生態系を将来の世代へ継承していけるような施策を展開します。

- <主な事業>
- 桶ヶ谷沼自然環境保全事業
 - 自然環境リポーター制度運用事業
 - 鳥獣保護及び有害鳥獣駆除事業

第1編
序論

第2編
基本構想

序章

重点
プロジェクト

第1章
環境にやさしい
まちづくり

第2章
住んで良かった
と思えるまちづくり

第3編
基本計画

第3章
豊かな心を育み活躍
できるまちづくり

第4章
安全・安心な
まちづくり

第5章
やさしくふれあい、
支えあえるまちづくり

第6章
交流と活力の
あるまちづくり

第7章
計画推進の
ために

資料編

3 公害発生源の対策と監視体制の充実

公害の発生を未然に防止するための施策の展開、環境への影響を把握するための監視調査の充実、苦情に迅速かつ適切に対応するための処理体制の充実を図ります。

<主な事業>

- 環境調査監視指導事業（苦情処理）
- 環境保全意識啓発事業（市ホームページでの「いわたの環境」の掲出）
- 環境保全対策資金利子補給事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
自然環境の保全に関する満足度	市民意識調査で「自然環境の保全」が満足・まあ満足と回答した市民の割合	65%	70%	75%
公害苦情の発生件数	家庭における野外焼却への苦情も含めた公害苦情の発生件数/年	125件	70件	50件

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

環境施策の基本となる環境基本計画を平成19年度中に策定します。

市民、事業者、行政が一体となって環境基本計画を進められる体制づくりを行います。

施策の基本に沿った事業運営がなされているか、環境の状態はどうか等市民自らが監視できるような体制を整備し、市民の意見が施策の運営に反映できるように努めます。

【協働の考え方】

市民、事業者、行政が各々進めてきた環境施策を総合的に展開していくため、計画策定の段階から市民・事業者が率先して参画できる体制づくりを進めます。

【市民と行政の役割】

環境保全の推進は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもとに、一体となって取り組んで初めて達成できることです。市民は日常生活において、事業者は事業活動において、環境負荷の低減に努めます。行政は、協力体制の確立や施策の展開、広報活動に努めます。

第1章

省資源・エネルギー対策の充実

2

限られた資源を有効的に活用するため、新エネルギーの活用、家庭や企業での省資源・省エネルギー化などを促進します。

現状と課題

本市では、省資源・省エネルギーを目的に、本庁舎のコージェネレーションシステムの導入をはじめ、ゆめりあ・桶ヶ谷沼ビジターセンター・福田支所・福田分遣所の太陽光発電システム、竜洋海洋公園の風力発電システム等、積極的に地球環境にやさしいエネルギーシステムの導入を図っています。今後も、公共施設の新築・改修の際には省資源・省エネルギーシステムを積極的に導入するよう努めるとともに、市民・事業者においても同システムの導入が促進されるよう補助金等の支援体制の整備を図っていく必要があります。

また、地球温暖化防止対策推進のための各種施策を実施し、広く市民の協力を得た広域的な活動が実践されるよう、広報・啓発活動にも積極的に取り組んでいく必要があります。



施策の内容

1 新エネルギーの活用促進

公共施設をはじめとして、個人や企業等への新エネルギーシステムの導入を促進するための施策を推進します。

<主な事業>

- 新エネルギー・省エネルギー設備普及促進事業

2 地球温暖化防止対策の推進

市民や事業者による主体的な地球温暖化防止対策の実践活動が継続・発展されるような施策の展開と支援体制を構築します。

<主な事業>

- 家庭版環境マネジメントモデル事業
- 地球温暖化対策実行計画推進事務【再掲】
- バイコロジータウン推進事業

3 省資源・省エネルギー体制の確立と促進

限られた資源の有効活用を図り、省資源・省エネルギー思想が広く浸透するような施策を推進します。

<主な事業>

- 地球温暖化対策実行計画推進事務

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
家庭版環境マネジメントモデル事業参加世帯数	実践活動のモデルである家庭版環境マネジメントモデル事業への参加世帯数/年	79 世帯	120 世帯	160 世帯

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

市の新施設を中心に新エネルギーシステムの導入を図っていきます。また今後は新エネルギー技術の動向を把握し、主要施設の改修等の際には導入を検討し、実施するように努めます。

市民の要望が強い新エネルギーシステムの導入に対して、その導入が促進されるような支援措置を検討します。

【協働の考え方】

新エネルギー・省エネルギーシステムを公共施設等へ導入する際には、市民への情報提供と意見聴取をもとに進めるように努めます。

【市民と行政の役割】

市民・事業者は、省資源・省エネルギー型のライフスタイルへの転換と新エネルギーシステムを積極的に導入するよう努めます。行政は、省資源・新エネルギーシステムの積極的な導入を図るとともに、市民・事業者がそれらを導入する際の補助金等の支援体制の整備や啓発活動に努めます。

第1章

環境教育の推進

3

環境にやさしいまちづくりを推進するためには、環境問題などについて自らが考え、身近なことやできることから取り組んでいくことが必要です。学校・地域・家庭での環境教育・学習を充実し、環境にやさしいまちづくりを推進する人材を育成します。

現状と課題

自治会、自然保護団体、女性団体等各種の団体が、自然保護や環境保全の活動を実施していますが、それぞれの間での情報交換や連携がなされていないのが現状です。どんな団体がどのような環境活動を実施しているかの把握に努めるとともに、可能な限り支援体制を整備していくことが必要です。

このため、各種団体の活動内容等を広く市民へ情報発信するとともに、各種団体の協力を得ながら、環境教育・環境学習の実践の場の提供、講師の派遣など、環境教育・環境学習の推進のための体制づくりが必要です。



施策の内容

1 環境教育推進体制の強化

自然保護団体、環境保全活動団体等の情報の収集や国・県などの研修受講者で資格所有者等の情報を整理し、環境教育の指導体制の整備と指導員の確保を図ります。

<主な事業>

- 環境保全団体支援事業
(環境保全団体登録制度)
- 環境調査監視指導事業【再掲】
(環境指導員人材バンク)
- 環境保全意識啓発事業【再掲】

2 環境教育活動の推進

市民や事業者を対象とした講演会の開催、児童・生徒を対象とした自然観察教室の実施等により、環境意識の高揚や環境教育等を推進します。

<主な事業>

- 環境保全意識啓発事業【再掲】
(環境保全講演会の開催)
- 桶ヶ谷沼ビジターセンター施設管理事業 (自然観察教室の開催)

3 環境保全啓発活動の推進

環境行動の日、環境月間、世界環境デー等環境に関連する日、期間に併せて環境保全意識の高揚を目的とした啓発活動を展開します。

<主な事業>

- 環境保全意識啓発事業【再掲】
(「もったいない」精神の啓発)

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
環境保全団体・環境指導員の登録件数	環境活動をしている団体、個人等で環境教育等への協力者の登録件数	0件	50件	100件
講演会・観察教室等への参加者数	環境に関係する講演会・教室等への参加者数/年	146人	300人	400人

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

環境保全団体等のネットワークづくりと活動支援を行い、環境指導員の増強のための研修会等の開催や環境学習の実践の場の提供を推進します。

【協働の考え方】

環境教育には、実際の活動を通じて得た知識や経験が欠かせないことから、指導者育成研修会等の開催や実践活動の場づくりを行政が行い、環境教育の実践は環境保全団体や指導者が行います。

【市民と行政の役割】

市民は、環境保全活動への積極的な参加と環境学習に努めます。行政は、環境保全活動を行う人づくりや場づくりを行います。

第1章

生活環境の向上

4

住み良い居住環境を維持・向上していくため、環境美化や愛玩動物の適正な飼育を促進するとともに、火葬場、墓苑などの適切な維持管理や整備を図ります。

現状と課題

道路や河川等の環境美化や保全について、不法投棄対策や草刈等の要望が多く、県や市の行政だけでは対応できるものではないため、どうしても地域住民等による奉仕作業などの協力が必要です。

犬については、狂犬病予防法に基づき、登録と予防注射の接種が義務づけられていますが、全頭登録と接種には至っていません。また、猫については犬のような制度が法制化されていないため、野良猫の苦情が絶えません。ごみの不法投棄や犬猫の糞に対しても市民のモラルの向上が求められています。

火葬施設については、建設以来、多くの年数を経過していることから、必要な施設性能及び機能を維持し、延命化を図るための効率的な運転管理、計画的な施設維持改修等による、円滑な施設運営を行う必要があります。

市営霊園は、既存の八王子霊園外 6 箇所の適切な管理を行い、増大する墓地需要に応えるため、早期に駒場地内に新霊園を建設するとともに、さらに次の新しい霊園の候補地を選定する必要があります。



施策の内容

1 環境美化活動の推進

道路や河川等の清掃や草刈等の美化活動や衛生保持に対して、市民や事業者の自主的な活動を支援し、協働による環境美化活動を推進します。

<主な事業>

- 河川海岸清掃美化事業
- まち美化パートナー推進事業（道路河川・公園）【再掲】
- 全市一斉環境美化事業
- ごみの不法投棄対策事業

2 愛玩動物の適正飼育の推進

愛玩動物の適正飼育を啓発するための広報活動、犬の登録、狂犬病予防の集合注射、そして猫の避妊手術の助成等を行います。

<主な事業>

- 愛玩動物適正飼育啓発事業
- 狂犬病予防事業
- 猫避妊手術費助成事業
- 犬猫等死体処理事業

3 火葬施設及び霊園の整備と適正管理の推進

火葬施設は、既存の設備機器の維持改修や環境整備等を進めます。また、市民の墓地需要に応えるため、新霊園の整備と既存霊園の適正管理に努めます。

<主な事業>

- 磐田市聖苑施設管理事業
- 市営霊園施設整備事業
- 市営霊園施設管理事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
河川愛護活動参加団体数	河川愛護活動実施団体数	194 団体	220 団体	250 団体
全市一斉環境美化活動への参加者数	環境美化の日(6月第1日曜日)の参加者数	23,464 人	25,000 人	27,000 人

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

重点施策として、ごみの不法投棄をなくす運動や地域の環境美化活動を全市的に展開していきます。

【協働の考え方】

自治会や環境衛生団体との連携による推進体制づくりに努めます。

【市民と行政の役割】

市民は、自分の住む場所の衛生保持に努めます。行政は、市民の自主的な活動を促進するため、広報や支援を行います。

第1章

循環型社会の推進

5

環境への負荷をできる限り低減し、廃棄物も資源として最大限に活用していくため、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rの推進により、ごみの減量化を図るとともに、廃棄物の適正処理及び不法投棄防止を推進します。

現状と課題

地球温暖化や資源の不足が地球規模で生じており、廃棄物の分野においても、その発生抑制や再資源化で循環型社会の形成を進めていかなければなりません。

廃棄物の減量には、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rの推進が必要となり、市民の主体的な協力が欠かせません。

このため、自治会や各種団体等の協力により、ごみの適正分別と排出ルールの遵守・徹底が必要です。

ごみの収集を民間委託し、収集体制の整理をし、スリムな行政運営を進めるとともに、廃棄物の適正な処理ができる新ごみ焼却場、最終処分場などの施設整備を進めていくことが必要です。

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。県の進める「各産業分野での自主的なリサイクルの促進」等に呼応し、適正処理や不法投棄撲滅対策の指導をしていく必要があります。

施策の内容

1 リサイクル意識の啓発

廃棄物の減量とリサイクルを促進するため、市民に対して分別の徹底や再利用についての啓発活動を推進するとともに、事業者に対しても過剰包装の自粛など、ごみの減量化に向けた啓発を行います。また、家電リサイクル法などの各種リサイクル法の周知と円滑な推進を図ります。

<主な事業>

ごみ分別・減量・リサイクル意識啓発事業（「ごみのないまちに」の発行、リサイクル促進講座の開催）

■ グリーン購入促進事業

2 ごみの減量及びリサイクルできる環境の整備

循環型社会を形成するには、市民一人ひとりがごみの発生抑制やリサイクル製品の使用に取り組むことが重要で、自主的なリサイクルを推進するために、市民が取り組みやすいような環境を整備していきます。

<主な事業>

- 休日の資源ごみ集積所開設事業（リサイクルステーション）
- ごみ集積所設置費補助事業
- 廃食用油再生利用事業
- 古紙等資源集団回収奨励金交付事業
- 生ごみ処理機設置費補助事業

3 廃棄物の適正な処理の推進

一般廃棄物の適正な分別と収集体制を見直し、収集業務の民間委託を進めます。また、廃棄物を適正に処理できる新たなごみ焼却施設を整備するとともに、資源ごみの適正な処理を推進します。産業廃棄物については、県の施策に協力し、発生抑制、再資源化及び資源の効率的な利用を促していきます。

<主な事業>

- 新ごみ処理施設整備事業
- ごみ収集運搬事業（収集業務の民間委託）
- ごみ分別・減量・リサイクル意識啓発事業【再掲】

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
年間資源リサイクル率(集団回収を含む)	再資源化量 / 一般廃棄物総発生量	24.7%	32.0%	35.0%
一人一日当たりごみ排出量	一般廃棄物総排出量/365日/人口	784 g	706 g	666 g

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

広報やガイドブックなどで、ごみの適正で分かりやすい分別の知識と手法の普及に努め、併せて市民のリサイクル意識の啓発に努めます。

資源集団回収補助金等で、自治会や各種団体の活動を助長します。また休日の資源ごみ集積所を開設し、利便性を高め資源回収をさらに進めます。

一般廃棄物を適正に処理できる、ごみ焼却場等の施設整備を進めます。

ごみ収集業務の民間委託やごみ出しルールの遵守指導を自治会に委任することで、スリムな行政を目指します。

【協働の考え方】

3Rの推進に向けて、市民・事業者・行政が相互に協力・連携できる体制を確立し、普及・啓発を進めます。

【市民と行政の役割】

市民は、ごみの正しく適正な分別をして、指定の場所や日時等のルールを遵守して適正な排出に努めます。行政は、広報やガイドブックなどで家電リサイクル法などの各種リサイクル法の普及と遵守を広報し、分かりやすい資源の分別と、排出方法の普及に努めます。また、ごみの排出に当たっては、休日の資源ごみ集積所の開設や新ごみ焼却場などの施設整備を進めます。

第1章

上下水道の整備（上水道）

6

安全・快適な水を安定的に供給するため、長期計画のもとに、公営企業の健全経営と併せて、水質の確保、老朽施設の更新や地震などの災害対策を推進します。

現状と課題

本市の水道事業は、社会情勢の変化や利用者の節水意識の高揚により、水需要の伸びが鈍化傾向にあり、料金収入の伸びが期待できない反面、老朽施設の改修・更新、地震等災害対策の推進、配水池の築造等、計画的な施設整備の必要があり、経営環境は厳しくなっています。

水源は自己水源と遠州広域水道（中遠系）を併用しており、数年後には太田川系からの受水も計画されているため、水量的には確保されていますが、自己水源のなかには水質の劣化や取水量の減少なども一部で見られ、遠州広域水道への移行と水源施設の再配置等も課題となっています。

これらを勘案しつつ、平成19年度に策定予定の「水道事業計画」のなかで、将来目標を設定し、利用者へのサービスの向上に努めるとともに、計画的な施設整備と経営の安定を図る必要があります。



施策の内容

1 運営基盤の強化

公営企業としての役割を見据え、水道事業計画を策定し効率的な事業経営に努め、運営基盤の強化を図っていきます。

<主な事業>

- 上水道事業計画策定事業
- 上下水道料金等賦課・徴収事務
- 上水道施設管理情報システム統合整備事業

2 安心、安定的な給水

安心な水を安定的に供給するため、水質基準に適合した水質の確保と市水からの直結給水の推進、貯水槽水道への指導の強化に努めます。

<主な事業>

- 上水道水質検査事業

3 災害対策の充実

将来予想される東海地震等、自然災害時にも市民生活に不便をきたさないよう、災害対策の充実に努めます。

<主な事業>

- 上水道施設整備事業
- 上水道老朽管更新事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
営業収支比率	営業収益／営業費用	117.1%	118%	118%
苦情発生件数	漏水・濁水の発生件数／年	856件	700件	500件
施設(管路)耐震化率	耐震化施設(延長)／供用施設(延長)	23%	30%	35%

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

今後の水道事業の方向性を見据えた水道事業計画を作成し、計画的に施設整備の更新・建設を実施することで健全な企業経営に努めます。

【協働の考え方】

水道事業計画は、市民の意見を反映しながら策定し、市民と行政の役割分担を整理するなかで、使用料の適正化を進めます。また、水道事業の効率的・効果的な運営を図るため、民間委託等を積極的に活用します。

【市民と行政の役割】

水道事業は独立採算が原則であり、水道料として市民の直接負担から成り立っているため、市民の水道事業への関心と理解が不可欠です。市民は水資源の大切さを認識し、適切な水の利用に努めます。行政は健全な水道事業経営及び市民に安全な水の安定供給と市民の理解を得るための情報公開に努めます。

第1章

上下水道の整備（下水道）

6

快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽設置の普及などを計画的に推進します。

現状と課題

快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置補助事業を総合的・計画的に実施してきました。平成17年度末で公共下水道普及率が65%を超え、農業集落排水事業は鮫島・浜部地区、西島・玉越地区が既に供用を開始しています。また、合併処理浄化槽も2,800戸を超える世帯で設置、供用しています。

今後は、農業集落排水事業が平成19年度で終了するため、公共下水道の普及率向上とともに、接続率の向上を図ることが課題となります。なお、公共下水道事業区域外では引き続き合併処理浄化槽設置補助事業を推進する必要があります。

また、平成17年度末では埋設管渠が660kmを超え、平成19年度には4箇所の下処理施設が稼動しますが、管渠、処理施設の経年的な機能低下の防止、破損事故防止のため、計画的な維持管理が必要になります。

なお、し尿処理施設については、公共下水道の普及に伴い、全体処理量は減少傾向にあるものの、浄化槽汚泥量が横ばい傾向であるため、将来予測から方向性を見極め、施設維持改修を計画的に進める必要があります。

施策の内容

1 公共下水道の整備

磐南処理区、豊岡処理区の管渠及び豊岡クリーンセンターの計画的な整備を推進しつつ、適正な維持管理を行います。また、供用開始区域内の世帯が早期に接続するよう普及啓発活動を推進します。

<主な事業>

■公共下水道事業（磐南・豊岡処理区）

2 流域下水道の整備

公共下水道の整備に合わせ磐南浄化センターの整備を促進します。また、平成27年度には天竜川左岸流域下水道が公共下水道へ移管されるため、維持管理手法の検討や人材の確保等の準備を進めます。

<主な事業>

- 天竜川左岸流域下水道施設建設事業費負担金

3 合併処理浄化槽設置の推進

公共下水道及び農業集落排水事業の区域外では、合併処理浄化槽の設置及びし尿単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。

<主な事業>

- 合併処理浄化槽設置費補助事業

4 し尿処理施設の整備

施設の延命化と安全かつ安定した運転管理を行うため、必要な改修を計画的に進めます。また、施設の効率的な維持管理に努めます。

<主な事業>

- 磐田市衛生プラント施設管理事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
汚水処理人口普及率	し尿・生活雑排水の処理人口（公共下水道+農業集落排水+合併処理浄化槽）／住民基本台帳登録人口	72.8%	81.4%	89.1%

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

公共下水道の整備を推進するとともに、公共下水道事業区域外では合併処理浄化槽設置を推進します。また、し尿処理施設維持改修については、将来動向予測による方向性の見極め、今後の状況変化に応じた維持改修を計画的に進め、効率的な施設運営を推進します。

【協働の考え方】

市民と行政の役割分担を整理するなかで、使用料等の適正化を進めます。また、事務事業の効率的・効果的な執行を図るため、民間委託等を積極的に活用します。

【市民と行政の役割】

市民は、下水道への接続及び合併処理浄化槽の設置に努めます。行政は、投資効果と経営の健全化に留意し、公共下水道の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽設置補助事業のPRに努めます。